

兵庫県建築物木材利用促進方針 新旧対照表

現 行	改 正
第1【略】 第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項 1【略】 2 建築物における木材利用の促進 (2) 民間建築物における木材利用の促進 これまで木材利用が進んでいなかったオフィス（事務所）や店舗等をはじめとする民間建築物への新たな需要開拓を図る（以下、表5に例示）。このため、利用者が多く波及効果の見込まれる建築物の木造化及び内装等の木質化や木製品等の導入を支援するとともに、建築士等の技術者向け研修会の開催や、建築主への木造建築事例等の情報発信等に取り組む。 (3) 住宅における木材利用の促進 【略】 3 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等 法第13条にのっとり、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、以下のことに努める。 ① 【略】 ② 木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術（<u>Tajima</u> <u>TAPOS®</u>等）の普及 ③ 【略】 ④ 【略】 ⑤ 木材利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼ	第1【略】 第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項 1【略】 2 建築物における木材利用の促進 (2) 民間建築物における木材利用の促進 これまで木材利用が進んでいなかったオフィス（事務所）や店舗等をはじめとする民間建築物への新たな需要開拓を図る（以下、表5に例示）。このため、利用者が多く波及効果の見込まれる建築物の木造化及び内装等の木質化や木製品等の導入を支援するとともに、建築士等の技術者向け研修会の開催や、建築主への木造建築事例等の情報発信、<u>木材利用による二酸化炭素固定量等の見える化の提案等</u>に取り組む。 (3) 住宅における木材利用の促進 【略】 3 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等 法第13条にのっとり、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、以下のことに努める。 ① 【略】 ② 木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術（<u>TAPOS</u>等）の普及 ③ 【略】 ④ 【略】 ⑤ 木材利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼ

す効果を定量的・客観的に示す手法の普及

4 建築物木材利用促進協定制度の活用

【略】

5 木材利用の促進の啓発

関係団体と連携し、木材利用の促進に向けて以下のことに取り組む。

① 県民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における木造建築物の事例紹介等により、木材利用の効果について積極的に県民へ普及啓発

② 建築物への木材利用について広く県民の関心と理解を深めるため、特に、木材利用促進の日及び木材利用促進月間において、木材利用に関する関連イベント（ひょうご木材フェア、ひょうご里山フェスタ、兵庫県民農林漁業祭等）の実施、ホームページ等の各種媒体における情報発信等の事業を重点的かつ広範囲に実施

③ 【略】

④ 【略】

第3 県が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 【略】

2 【略】

3 【略】

4 【略】

（新設）

第4 【略】

す効果を定量的・客観的に示す見える化に関する手法の普及

4 建築物木材利用促進協定制度の活用

【略】

5 木材利用の促進の啓発

関係団体と連携し、木材利用の促進に向けて以下のことに取り組む。

① 県民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における木造建築物の事例紹介や、該当建築物における二酸化炭素固定量等を明示した表示板の設置による環境貢献の見える化等により、木材利用の効果について積極的に県民へ普及啓発

② 建築物への木材利用について広く県民の関心と理解を深めるため、特に、木材利用促進の日及び木材利用促進月間において、木材利用に関する関連イベント（ひょうご木材フェア、ひょうご里山フェスタ、兵庫県民農林漁業祭等）の実施、公式ウェブサイト「ひょうごの木」等の各種媒体における情報発信等の事業を重点的かつ広範囲に実施

③ 【略】

④ 【略】

第3 県が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 【略】

2 【略】

3 【略】

4 【略】

5 県が整備する公共建築物において利用した木材による二酸化炭素固定量や森林整備への貢献度について、積極的に県民に普及啓発を図り、建築物内に表示板等を設置して見える化に努めるものとする。

第4 【略】

第5 その他建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項 1 【略】 2 【略】 3 建築物における木材利用の促進のための体制整備に関する事項 (1) 県が整備する公共建築物への木材利用推進にあたっては、「庁内建築物木材利用推進チーム」を組織して木造化及び内装等の木質化を図る公共建築物等を整備するために必要な取組を行う。 (2) 市町及び民間が整備する建築物への木材利用促進にあたっては、県が別途設置する「<u>ひょうご森づくりサポートセンター</u>」によって、木造化及び内装等の木質化を図る建築物等を整備するために必要な取組を行う。 ※用語の解説 ①～⑥ 【略】 ⑦ 「<u>Tajima TAPOS®</u>」とは、木造建築物の部材（梁・桁）同士をつなぐ接合部（仕口）の耐力を飛躍的に向上させる加工技術のことをいう。従来仕口がU字型であるのに対し、V字型になっている。兵庫県立農林水産技術総合センター（森林林業技術センター）が開発した技術である。 ⑧ 【略】	第5 その他建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項 1 【略】 2 【略】 3 建築物における木材利用の促進のための体制整備に関する事項 (1) 県が整備する公共建築物への木材利用推進にあたっては、「庁内建築物木材利用推進チーム」を組織して木造化及び内装等の木質化を図る公共建築物等を整備するために必要な取組を行う。 (2) 市町及び民間が整備する建築物への木材利用促進にあたっては、県が別途設置する「<u>ひょうご木づかいサポートオフィス</u>」によって、木造化及び内装等の木質化を図る建築物等を整備するために必要な取組を行う。 ※用語の解説 ①～⑥ 【略】 ⑦ 「<u>TAPOS</u>」とは、木造建築物の部材（梁・桁）同士をつなぐ接合部（仕口）の耐力を飛躍的に向上させる加工技術のことをいう。従来仕口がU字型であるのに対し、V字型になっている。兵庫県立農林水産技術総合センター（森林林業技術センター）が開発した技術である。<u>第三者機関による性能評価を利用頻度の高い一部の断面形状で取得しており、構造計算に必要な木造建築物件での活用が可能となっている。</u> ⑧ 【略】
--	--